

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）  
重要事項説明書

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設エメロードてだこ苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設エメロードてだこ苑短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用同意書を当施設に提出したのち、 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款・別紙1・別紙2・別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額壹百万円の範囲内で、利用者と共に連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

①利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

- ②利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を超えると判断された場合。
- ④利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ⑤利用者又は身元引受人等が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

#### （利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求及び明細書を毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

#### （記録）

第7条 当施設は、利用者の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供の日から5年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、必要な実費を徴収のうえ、原則としてこれに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### （非常災害対策）

第8条 非常災害対策として、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに、非難、救出訓練を行うなどして利用者の安全を図るものとする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 一 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(身体の拘束等)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。又正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
  - ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護予防支援事業所等との連携。
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合。(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、介護保健施設サービス提供中に、従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時の対応)

第13条 当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は利用者に対し、当施設における短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介し

ます。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第14条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人、利用者若しくは身元引受人が指定する者又は利用者の家族、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第15条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙にて文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第16条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上を図るため次のとおり研修を設けるものとする。
  - 一 採用時研修 採用後 1ヵ月以内
  - 二 継続研修 年 2回
- 2 提供したサービスに関する入所者からの苦情については、苦情処理に関する窓口を設け、迅速かつ適切に対応する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持をするものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人 博心会 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用契約に定めのない事項)

- 第18条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 介護老人保健施設エメロードてだこ苑のご案内

(令和7年8月1現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設エメロードてだこ苑短期入所生活介護
- ・開設年月日 平成12年4月1日
- ・所在地 沖縄県浦添市牧港3丁目1番地1
- ・電話番号 098-873-0717
- ・ファックス番号 098-873-0715
- ・管理者名 比嘉 富貴
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 短期入所生活介護 (4750880009 号)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と施設理念

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。又、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、以下の施設理念を定めています。

#### [施設理念]

ご利用様が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援および機能訓練等を行うことにより、社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびにご家族様の身体的および精神的負担の軽減を図るものとし、以下の項目を方針とします。

- 1.ご利用様の人格を尊重し、つねにご利用様の立場に立ったサービス提供に努める。
- 2.明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
- 3.市区町村、他の介護保険施設その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (3) 施設の職員体制

##### ① 入所

職 種	常勤換算人数	業務内容
医師	1名以上	医療管理
看護職員	2名以上	看護業務
介護職員	6名以上	介護業務
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練指導
管理栄養士	1名以上	栄養管理・栄養マネジメント
生活相談員	1名以上	相談業務
事務職員	1名以上	請求業務等

#### (4) 入所定員等

- ・定員 16名
- ・居室 4人室 4室

## 2. 施設サービス内容

- ①介護 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入浴又は清拭、排せつの援助、離床、着替え、整容等を行う
- ②食事 利用者の身体の状態及び嗜好並びに栄養等を考慮し、適切な時間に行う
- ③機能訓練 利用者の心身の状態を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う
- ④相談援助 利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う
- ⑤その他 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・協力病院

名 称	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院
住 所	沖縄県浦添市前田1丁目56-1

## 4. 施設利用にあたっての注意事項

### ◇他機関・施設との連携

当施設では、利用者の状態が急変した場合には、病院や歯科診療所に協力をいただいておりますので、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### ◇私物の持ち込みについて

当施設では、現金や貴重品等のお預かりや持ち込みはできません。万一、盗難紛失されましても当施設は責任を負いかねますのでご了承下さい。又、刃物等の危険物の持ち込みは禁止しております。居室へのテレビ・ラジオ・パソコンの持ち込み、携帯電話使用についてはご相談ください。

### ◇寝具について

部屋に設置されている寝具類一式は当施設にて準備し、利用者様にお貸しすることになります。万一、亡失又は故意に破損された場合、定められた金額を弁償いただく場合があります。

◇洗濯は、施設での対応もおこなっております（有料） 契約時にご確認させていただきます。

### ◇入所生活のリスクについて

老健はリハビリ施設であるため、身体拘束は行いません。そのため転倒や転落による骨折・外傷（表皮剥離や皮下出血）・頭蓋骨内損傷などが生じる恐れがあります。スタッフ一同事故のない様細心の注意を払っております。しかし、絶対の安全管理はお約束できません。事故が起きる可能性をご理解下さい。なお施設内で発生した事故につきましては積極的に情報開示を行い、再発防止に努めます。

### ◇ご利用者様の病状が悪化した場合

ご利用者様の状態が悪化した場合は、身元引受人に連絡し病状を説明いたします。重症肺炎・骨折・脳卒中・心疾患など、当施設での対応ができない場合には、医療機関への入院となりますので、ご協力をお願いします。

#### ◇突然死の可能性について

ご高齢である上、合併症や体力の低下などから入所中に突然死亡される可能性があります。突然死についてご理解下さい。

#### ◇急変時の対応について

ご利用者様が急変した場合（脳梗塞、脳内出血、心筋梗塞、肺塞栓、気道異物による窒息など）、医師および看護師、職員にて対応し、身元引受人に連絡いたします。全身状態（血圧・呼吸など）が安定している場合は、処置・治療は可能ですが、状態が悪い場合は、早急に救急車を呼び、処置を行い、搬送可能な病院に送らせていただきます。

#### ◇居室変更について

ご利用者様の状態等により、居室の変更をお願いする事があります。居室、ベッド位置等のご希望には添いかねますのでご了承下さい。

### 5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してショートステイをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

### 6. 要望及び苦情等の相談

あらゆる苦情・ご要望等に迅速な対処をし、ご理解・解決に向けて最善を尽くします。当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、苦情やご要望等ございましたらお申し出下さい。又備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

#### (1) 当施設内の苦情相談窓口

（電話 098-873-0717 担当者：渡久山 剛 受付時間 月～土 8：30～17：30）

- ① ご意見箱：1階エレベーターホールにご意見箱を設置
- ② 支援相談員：支援相談の専門員として事務所に勤務

#### (2) 当施設以外に苦情を伝えることができます。

##### ① 沖縄県国民健康保険団体連合会

相談日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）  
相談時間 9時から17時まで  
電話番号 098-860-9026

##### ② 浦添市介護長寿課

相談日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）  
相談時間 9時から17時まで  
電話番号 098-876-1234

##### ③ 那覇市ちゃーがんじゅー課

相談日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）  
相談時間 9時から17時まで  
電話番号 098-862-9010

##### ④ 宜野湾市介護長寿課

相談日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）  
相談時間 9時から17時まで  
電話番号 098-893-4111

⑤ 西原町福祉部健康支援課

相談日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

相談時間 9時から17時まで

電話番号 098-945-5011

⑥ 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

相談日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

相談時間 9時から17時まで

電話番号 098-882-5704

(3) 成年後見人制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になったり、判断能力が失われた人について、家庭裁判所に申し立てることにより、その人に代わって代理人（後見人等）が財産を管理運営したり、契約したりする制度です。

詳しくは当施設事務所にお問い合わせ下さい。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

## 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスについて

（令和7年8月1日現在）

### 1. 介護保険被保険者証

#### ◇介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2. 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の概要

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、要介護者（介護予防短期入所生活介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### ◇生活サービス

施設での生活は、プライバシーを守り、個人の生活を大切に、嗜好に沿う日常ケアの支援に努め、活動や行事等にて利用者様との心のふれあいを通し、穏やかに安心して施設生活ができるよう真心込めたサービス提供をおこないます。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 17時00分～

※食事は原則として食堂でお召し上がりいただきます。

- ・入浴：週に2回。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ・面会時間： 9:00 ～ 16:00  
※現金や貴重品等の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・外出：帰苑時間は面会時間内をお願いします。申し出は必ず身元引受人を通してください。外出の際は届け出が必要ですので必ず職員に申し出てください。時間を過ぎますと食事料金が発生します。（朝食は前日、昼食は10:00まで・夕食は16:00までにご連絡ください）

#### ◇通常の送迎の実施地域

・浦添市全域 ・那覇市 ・宜野湾市 ・西原町

\*那覇市、宜野湾市、西原町については交通量、送迎時間の都合上、一部対応できない地域があります。

・送迎できない地域 上記以外の地域

### 3. 利用料金

#### (1) 短期入所生活介護の基本料金

別紙4 料金表 【料金表】 (介護予防) 短期入所生活介護 の通りとする

#### (2) 介護予防短期入所生活介護の基本料金

別紙4 料金表 【料金表】 (介護予防) 短期入所生活介護 の通りとする

#### ※金額換算について

取得した介護報酬総単位数に、厚生労働省が定める地域区分の単価を乗じた額を算出し、それに介護保険負担割合証に記載された割合の負担となります。  
尚、給付制限のある場合には、負担割合が異なります。

#### (3) その他の料金

・食費	1食あたり
朝食	490円
昼食	680円
夕食	680円

#### ※負担限度額認定証をお持ちの方の1日の負担限度額

(i)第1段階の方	300円
(ii)第2段階の方	600円
(iii)第3段階①の方	1,000円
(iv)第3段階②の方	1,300円

・居住費 1日当たり

#### 【多床室】

(i)第1段階の方	0円
(ii)第2段階の方	430円
(iii)第3段階の方	430円
(iv)第4段階の方	840円

※居住費につきましては、外泊期間中でお部屋を確保される場合も必要となります。

・洗濯代 150円／1回

#### (4) 支払い方法

- ・当施設が定める支払方法となります。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。

#### (5) 施設利用料の減額・免除

「住民税非課税世帯」の方や「生活保護基準の150%以内の収入」の方は、当施設利用料金の減額・免除対象者となる場合もあります。詳しくは、支援相談員にご相談下さい。

<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(令和7年8月1日現在)

介護老人保健施設エメロードてだこ苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究
  - －利用者の作品等の掲示及び展示

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

職員間でのLINE（メッセージアプリ）利用に関して

当施設では、職員間のより迅速かつ円滑な情報共有のため、LINE（メッセージアプリ）を業務で利用する場合がございます。共有する情報は、LINEのグループチャット機能を利用し、許可された施設職員のみが閲覧できるように管理いたします。職員は、LINEで取得した情報を業務目的以外で使用したり、第三者に開示したりすることは一切ございません。

LINE利用にあたり、誤送信や情報漏洩のリスクを最小限に抑えるため情報管理を徹底いたします。万が一、情報漏洩等の事態が発生した場合は、速やかにご報告し、適切な対応をいたします。

当事業所は重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設エメロードてだこ苑短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）のサービス内容及び重要事項を説明致しました。

年 月 日

事業者名 医療法人 博心会

事業所名 介護老人保健施設エメロードてだこ苑  
(事業所番号) 4750880009

施設長（施設管理医師） 比嘉 富貴

説明者 職名

氏名

印

介護老人保健施設エメロードてだこ苑  
短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用同意書

介護老人保健施設エメロードてだこ苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設エメロードてだこ苑短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用約款及び重要事項説明書、別紙1、別紙2、別紙3、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

〈利用者〉

氏名

印

住所

〈利用者の身元引受人〉

氏名

(続柄: )

印

住所

電話番号

携帯番号

【本規定第6条の請求書・明細書及び領収証の送付先】

氏名 (続柄: ) 印

住所

電話番号

【本規定第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

①	氏名	(続柄: )
	住所	
	電話番号	
②	氏名	(続柄: )
	住所	
	電話番号	

入所の際にご持参いただくもの

1	印鑑（契約書作成のため）	
2	介護保険証 ・ 負担割合証 負担限度額認定証（該当者）	コピーをとらせて頂きます
3	健康保険証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 障害手帳（該当者）	コピーをとらせて頂きます
4	衣類（浴衣のような前開きのもの）	
5	服とズボン（介助、運動しやすいもの）	
6	羽織物（薄手・厚手）	
7	肌着 靴下	
8	靴は普段履きなれた物でお願いします	1 足
9	コップ 歯ブラシ（入れ歯ケース）	普段使い慣れているもの
10	フェイスタオル（使い慣れているもの）	2～3 枚
11	バスタオル	1～2 枚
12	<p>利用日数分のお薬</p> <p>*お薬の説明書は利用する際には毎回持たせてください。</p> <p>*お薬は薬局にて1包化して頂くと対応がし易くなります。</p> <p>*便秘薬等も含め、当施設からの内服処方は一切対応できませんのでご了承ください。</p>	

\*オムツ類は料金に含まれています。

\*持ち物には全てお名前の記入をお願いします。